

No.	質問	回答
1	笹神地区で研修を受けたのち、笹神地区以外の地区で就農する場合は事業の対象になりますか。	就農場所も笹神地区の方が対象となります。
2	補助対象者の年齢について、就農日の年齢が50歳未満とありますが、就農日とはいつですか。	研修終了後に新規就農する日のことです。
3	阿賀野市出身で今まで県外で生活していました。阿賀野市にUターンして農業を始めたいと考えていますが、事業の対象になりますか。	対象となります。
4	阿賀野市出身で県外の大学に進学しましたが、Uターンして農業を始めたいと考えています。しかし、学生だったので住所を移していなかったが事業の対象になりますか。	県外で生活をしていたことが確認できれば対象となります。 (本人名義の公共料金の領収書等)
5	研修を一定の時間以上受けるとありますが、具体的にはどの程度でしょうか。	月概ね100時間以上の研修が対象となります。
6	「中山間地域の集落機能維持発展計画」とは何ですか。	新潟県のビレッジプラン実践事業の重点地区に設定された集落が、営農の継続や集落機能の維持を図るための将来プランとして作成した計画です。現在は、大日・村杉集落が計画の作成に取り組んでいます。
7	失業保険を貰っていますが、補助の対象になりますか。	生活保護法や雇用保険法等に基づく生活の支援を目的にした給付金を受給している場合は、その金額や生活の状況などを総合的に判断し、交付の決定を行います。
8	前年の所得証明書がまだ発行できない場合はどのようにすればいいですか。	前年の源泉徴収票、確定申告書の写しなどをご提出ください。
9	農業研修以外の時間でパートなどをして収入を得ることは可能ですか。	可能です。
10	研修の計画を作成すれば、研修より先に補助金を受け取ることはできますか。	研修状況報告書で研修を行ったことを確認してから支給しますので、研修を行うより先に支給はいたしません。
11	補助金の支給は毎月ですか。	月単位で請求書及び研修状況報告を提出していただきます。そのため、研修を行った月の分は翌月に支給いたします。
12	農業研修を受けたのち、農業法人等に就職する場合も対象になりますか。	対象となります。
13	親が市内で農業をしていますが、自分はその農地を継承する予定はありません。この場合は事業の対象になりますか。	3親等以内に耕作者がいるため、当事業の対象になりません。
14	前年の世帯所得金額が600万円以上ありますが、就農するにあたり仕事を辞め生活が厳しくなるため事業の申請をしたいです。	前年所得金額が600万円以上であっても、生活費が必要な切実な事情がある場合は対象となる場合があります。 (例) 複数の扶養家族がおり、教育費や生活費がかさんでいる。妻の出産により世帯所得の大幅な減少が見込まれる。等
15	研修にあたり、傷害保険には必ず加入しなければなりませんか。	傷害保険の加入は任意ですが、研修中の怪我に備え、加入をお願いします。